

川崎市あんしん見守り 一時入院等事業のご案内

医学的管理が必要な医療依存度の高い在宅療養高齢者の方などが、在宅での療養が困難となった時、医療機関への入院治療や介護老人保健施設への一時的な入所により、安全・安心な在宅療養を継続支援するための制度です。

対象となる方(以下の①～④のすべてに該当する方) ★詳細はお問い合わせください！

①川崎市内に居住

②医療処置があり、医療依存度の高い方

【例：経管栄養と痰の吸引がある方、酸素療法と褥瘡のある方、気管切開と中心静脈栄養の方 等】
(非該当例：経管栄養のみ、人工肛門のみ、バルンカテーテルのみ、褥瘡のみ、ペースメーカーのみ、高度な専門的医療が必要な方 等)

③高齢者(65歳以上)の方等※

※ 介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方で、特定疾病該当者を含む

④医療処置上の理由で、介護保険施設等のショートステイを利用できなかった方

利用するためには

まず、ご相談ください。

「川崎市看護協会」に、お電話をください。

***利用には事前登録が必要になります。**

登録手続きに「申出書」「診断書」が必要です。
(費用負担：診断書、入所・入院時の費用や
差額ベッド代、日常生活上必要な諸費用等)



この事業は、川崎市医師会・川崎市病院協会・市内介護老人保健施設の協力を得て、実施しています。

☆ 緊急時の入院・入所には対応できませんので、ご注意ください。

登録後に利用の申し込みとなります。

★登録介護老人保健施設を利用される場合：希望日の3か月前から1か月前までに、川崎市看護協会にお申し込みください。

★当番病院を利用される場合：希望日の2か月前から1か月前までに、川崎市看護協会へ申し込み後、主治医の紹介により当番病院にお申し込みください。

※病院・介護老人保健施設のいずれになるかは、希望選択ではなく、ご本人の身体状況等によります。

※利用期間は、介護老人保健施設は2週間以内、病院は受け入れ先の医師の判断によります。

※ベッドに空きがない場合等、ご利用できないこともあります。

《問い合わせ先》 公益社団法人 川崎市看護協会 電話:044-711-3995

〒211-0067 川崎市中原区今井上町34 和田ビル3階 【受付時間】平日 午前9:00～午後4:00